

# 群馬大学医学部附属病院における子ども憲章

この憲章に記されている権利は、子ども全員に適用されます。この憲章における子どもとは心と身体の発達過程にある人をいいます。疾病や年齢、あるいは障がい、出生、または社会もしくは文化的背景、あるいは治療を受けるに至った理由、治療の形態や場所、また入院患者か外来患者かに関わりません。

## 1. 子どもは権利の保有者です。

あなたは、生まれたときから権利をもっていて、それは何かとひきかえに与えられるものではなく、何かをしないととりあげられるものでもありません。

## 2. 子どもには、どんなときにも差別なく、大切にされる権利があります。

あなたは、病気や障がい、年齢、その他あらゆる面において差別されることなく、いつでも人として大切にされ、あなたらしくしてよいのです。

## 3. 子どもには、子どもにとって一番よいことを考えてもらう権利があります。

あなたは、あなたに関係することが決められるとき、いつでも周囲のおとなに「あなたにとってもっともよいことか」を第一に考えてもらえます。

## 4. 子どもには、家族や大切な人といっしょにいる権利があります。

あなたは、病院にいるときでも、お父さん、お母さん、またはそれに代わる人とできる限りいっしょにすることができます。

## 5. 子どもには、プライバシーを守られる権利があります。

あなたは、あなたのからだや心、生活に関する情報が知らないうちに他の人に伝わらないよう守られます。

## 6. 子どもには、もっともよい医療をつづけて受ける権利があります。

あなたは、訓練を受けた専門的なスタッフによって医療やケア（気配り、世話など）を、今だけでなく将来も続けて受けることができます。

## 7. 子どもには、痛みやストレスを軽減され、守られる権利があります。

あなたは、治療や検査に伴うストレスを少なくするよう配慮され、不必要にあなたのからだや心を傷つける行為から守られます。

## 8. 子どもには、必要なことを教えてもらい、自分の気持ちを伝える権利があります。

あなたは、あなたのからだと心の情報について分かりやすい方法で説明を受け、自由に意見を表すことができ、おとなにその意見を十分に考慮してもらえます。

## 9. 子どもには、教育や遊び、文化的な生活へ参加する権利があります。

あなたは、どんなときも、年齢や症状などあなたの状態にあった学びや遊びを行うことができ、あなたらしく生活することができます。

## 10. 子どもには、家族や大切な人が適切な支援を受けられる権利があります。

あなたは、あなたの家族や大切な人に、必要な支援を受けてもらうことができます。